

津市電子入札実施要綱

令和 7 年 5 月 3 0 日訓第 4 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電子入札（津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号以下「契約規則」という。）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）及び電子入札システム（契約規則第 1 0 条第 4 項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）を使用した見積書の徴取に関し、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札に使用する I C カード)

第 2 条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が電子入札に使用する I C カード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書（以下「電子証明書」という。）を格納したものをいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、次条第 1 項の規定による登録を行ったものでなければならない。

- (1) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるもの
- (2) 契約規則第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載された代表者又は当該代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもの
- (3) 落札決定日において有効なもの

2 I C カードの名義人である代表者等に変更が生じたこと等により、当該 I C カードが失効した場合は、電子入札の途中であっても、当該 I C カードによる入札参加は認めないものとする。ただし、入札参加者が津市競争入札参加資格者名簿に係る当該変更の届出を提出した日が当該 I C カードによる入札参加をする日から 2 月以内であって、別に定める届出書を提出したときは、この限りでない。

(利用者登録)

第 3 条 入札参加者は、I C カードを使用して、電子入札システムに必要な事項を登録しなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項に変更が生じた場合は、直

ちに電子入札システムにより登録事項を変更しなければならない。

（特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの特例）

第４条 入札参加者が特定建設工事共同企業体（津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領（平成１８年１月１日施行）第８条第１項の規定による認定を受けた特定建設工事共同企業体をいう。次条において同じ。）である場合は、当該企業体の構成員の代表者の名義で取得し、利用者登録をしたＩＣカードを使用し、電子入札に参加するものとする。

（積算内訳書の提出）

第５条 入札参加者は、市長から入札価格の積算内訳書の提出を求められた場合は、契約規則第１６条の２第１項の規定による入札書の提出に代わる入札価格等の情報の入力に併せて、電子入札システムにより積算内訳書を提出しなければならない。

２ 入札参加者は、提出した積算内訳書を修正し、又は撤回することはできない。

（参加資格確認申請書等の提出）

第６条 入札参加者は、市長が指定した日時までに、電子入札システムにより参加資格確認申請書及び入札の公告等で求められた確認資料（以下「参加資格確認申請書等」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、ファイル容量の超過、書面での提出を指定している場合等により電子入札システムにより提出できないときは、市長が指定する方法により提出しなければならない。

２ 入札参加者は、提出期間終了後は提出した参加資格確認申請書等を修正し、又は撤回することはできない。

（郵便入札との併用）

第７条 入札参加者は契約規則第１６条の２第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ市長の承認を受けたときは、郵便入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札をいう。以下同じ。）として入札書を提出することができる。

- (1) 指名競争入札において、利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受けた場合
- (2) ＩＣカードの新規取得に係る手続中又は失効若しくは破損による再発行に係る手続中の場合
- (3) ＩＣカードに登録されている名称又はＩＣカードの名義人である代表者

等の変更により、ＩＣカードの再発行に係る手続中又は手続を行う予定である場合

- (4) 電子入札システムの通信障害等の入札参加者の責めによらない事由により、電子入札システムを利用することができない場合
- (5) 入札参加者の使用する電子計算機が故障したことにより、電子入札システムを利用することができない場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、郵便入札を行うことがやむを得ないと市長が認める場合

2 前項の承認を受けた入札参加者（以下「郵便入札参加者」という。）は、その承認後に当該入札に関し電子入札による参加をすることができない。ただし、既に電子入札システムにより送受信した書面は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

3 市長は、郵便入札参加者に対して、書面による通知を行うものとする。
（開札）

第8条 市長は、電子入札システムにより開札を一括して行うものとする。

2 市長は、入札をした者のうち開札の立会いを希望する者があるときは、当該開札に立ち合わせることができるものとする。

3 開札をした結果、落札者（事後審査型条件付一般競争入札の場合にあつては、落札候補者をいう。以下同じ。）となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムを用いて行う抽選方法（以下「電子くじ」という。）により、落札者を決定するものとする。

4 市長は、郵便入札と併用した電子入札を開札する場合は、郵便入札として提出された入札書に記載された金額及びくじ入力番号（電子くじを行うための任意の番号をいう。以下同じ。）を電子入札システムに登録した上で、当該開札を行うものとする。

（無効入札）

第9条 契約規則第19条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札、又は入力された内容が不明確な入札
- (2) 積算内訳書を求めた場合において、電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- (3) 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札

(4) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札

(5) 電子証明書の不正な使用があった入札

(落札者の決定の通知)

第10条 市長は、落札者を決定したときは、電子入札システムその他の方法により入札をした者に落札者が決定した旨を通知するものとする。

(保留の通知)

第11条 市長は、前条の規定による通知を保留する必要があると認めるときは、電子入札システムその他の方法により入札をした者に落札者の決定を保留した旨を通知するものとする。

(不落の通知)

第12条 市長は、開札の結果、落札者となるべき者がいないときは、入札をした者に対し電子入札システムその他の方法により入札の打切りを通知するものとする。

(入札結果の公表)

第13条 電子入札の入札結果は、入札情報公開システム（本市が発注する入札案件情報、開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）において公表するものとする。

(入札の延期、中止等)

第14条 市長は、電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと認める場合は、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することができる。

2 市長は、前項の規定により入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更するときは、電子入札システムその他の方法により入札参加者に通知するものとする。

(不正行為)

第15条 市長は、不正な行為により入札に参加し、又は電子入札システムの不適切な使用行為が判明した場合は、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づき、当該行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うものとする。

2 市長は、入札参加者がＩＣカードを不正使用した場合は、当該入札参加者に対して次に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 落札者を決定した後に不正使用が判明した場合は、その決定を取り消すこと。

(2) 契約を締結した後に不正使用が判明した場合は、その契約を解除すること。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和7年6月1日から施行する。